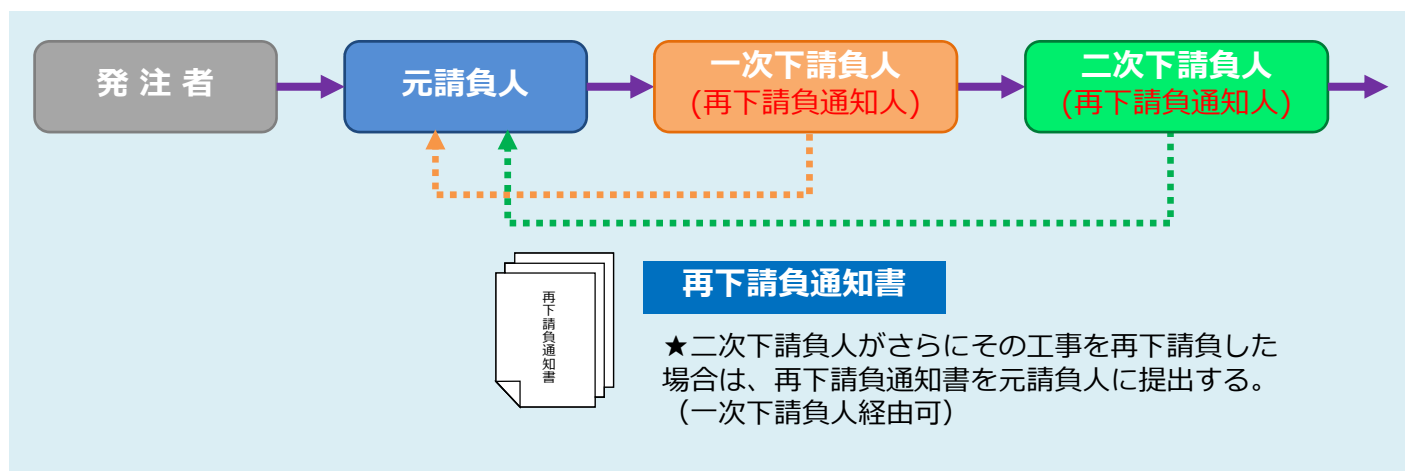


問 15 再下請負通知書とは

施工体制台帳の作成が必要とされる工事を請け負った下請負人は、さらに当該建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた場合、元請業者に対し所定の事項が記載された書面により通知しなければなりません。

(建設業法 第24条の8第2項、同法施行規則 第14条の3参照)



再下請負通知書に記載すべき事項

建設業法上、通知する書面（「再下請負通知書」）については、次のとおり記載すべき事項が定められていますが、様式は定められていません。

① 自社に関する事項

- ・ 名称、住所（自社が建設業者の場合はその許可番号）
- ・ 健康保険等の加入状況

② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称
- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項

- ・ 下請負人の名称、住所（下請負人が建設業者の場合は、許可番号、施工に必要な許可業種）
- ・ 健康保険等の加入状況

④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

- ・ 工事の名称、内容、工期、請負契約の締結年月日
- ・ 自社が監督員を置く場合は、監督員の氏名等
- ・ 下請負人が現場代理人を置く場合は、現場代理人の氏名等
- ・ 下請負人が建設業者の場合は、その主任技術者の氏名、資格、専任の有無
- ・ 下請負人が専門技術者を置く場合は、その専門技術者の氏名、その者がかさどる工事の内容、資格
- ・ 工事従事者の氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入等の状況等
- ・ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況